
今月のテーマ **中小企業者等の所得拡大促進税制の拡充**

日本労働組合総連合会が発表している資料によれば、大企業に比べ中小企業の賃上げ率は低水準で近年推移しているとのことです。この現状を改善する目的から平成 30 年度の税制改正において、所得拡大促進税制の拡充が盛り込まれました。改正前の制度に比べ使い勝手の良い制度になり、適用を受けることのできる中小企業の増加が期待できます。今回は中小企業者等に関連する所得拡大促進税制の拡充についてご紹介いたします。なお、下記は執筆時において法案成立前の内容ですので、その旨ご了承ください。

1. 現行制度の概要

本制度は個人所得の拡大を図るという目的で平成 25 年度税制改正において創設されました。適用を受ける事業年度の使用人などの給与総額が基準となる平成 24 年度の使用人などの給与総額に比べ一定割合増加しているなどの要件を満たした場合に、その増加した金額の 10%相当額を法人税額から控除することができます。

2. 改正の内容

今回の改正では現行制度に比べ適用を受けるための要件が緩和され、更に控除額の拡大も追加されました。

(1) 適用対象法人

本制度は青色申告書を提出する法人であれば規模の大小に関わらず、適用を受けることができます。ただし、下記内容については中小企業者等(資本金等の額が 1 億円以下の法人で他の大規模法人に一定数の株式を保有されていないもの等)に限定して記載しています。

(2) 適用要件の緩和

現行制度では下表の①～③の全てに該当しないと制度の摘要がありませんでしたが、改正後では適用を受ける年度の 1 人当たり使用人などの平均給与が前期の 1 人当たりの平均給与に 1.5%以上増加していればこの制度の適用を受けることができます。

要件	概要	現行制度	改正案
①	当期と平成24年度との給与総額の比較	適用年度の雇用者給与等支給額 ≥平成24年度の雇用者給与等支給額 ×103%	撤廃
②	当期と前期との給与総額の比較	適用年度の雇用者給与等支給額 ≥前期の雇用者給与等支給額	撤廃
③	当期と前期の1人当たり平均給与の比較	適用年度の1人当たり平均給与 >前期の1人当たり平均給与	適用年度の1人当たり平均給与 ≥前期の1人当たり平均給与×101.5%

(3) 税額控除

上記(2)の要件を満たした中小企業者等は、次の算式で計算した金額を法人税額から控除することができます。なお、どちらも控除額について一定の限度があります。

現行制度	改正案
(適用年度の雇用者給与等支給額-平成24年度の雇用者給与等支給額)×10%+(適用年度の雇用者給与等支給額-前期の雇用者給与等支給額)×12%	(適用年度の雇用者給与等支給額-前期の雇用者給与等支給額)×15% 【下記(4)の場合25%】

(4) 税額控除の割増

次の①及び②に該当する場合、上記(3)の算式中 15%を割増の 25%で控除額を計算することができます。

① 適用年度の 1 人当たりの平均給与 ≥ 前期の 1 人当たりの平均給与 × 102.5%

② 次のいずれかに該当する。

(i) 適用年度の教育訓練費の額 ≥ 前期の教育訓練費の額 × 110%

(ii) 適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと

(5) 適用期間

本制度は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について適用されます。